

就労移行支援

令和6年4月報酬単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援 サービス費(Ⅰ)	定員20人以下	5割以上の場合	1210 単位
		4割以上5割未満の場合	1020 単位
		3割以上4割未満の場合	879 単位
		2割以上3割未満の場合	719 単位
		1割以上2割未満の場合	569 単位
		0割超1割未満の場合	519 単位
		0の場合	479 単位
	定員21人以上40人以下	5割以上の場合	1055 単位
		4割以上5割未満の場合	881 単位
		3割以上4割未満の場合	743 単位
		2割以上3割未満の場合	649 単位
		1割以上2割未満の場合	524 単位
		0割超1割未満の場合	466 単位
		0の場合	432 単位
	定員41人以上60人以下	5割以上の場合	1023 単位
		4割以上5割未満の場合	857 単位
		3割以上4割未満の場合	711 単位
		2割以上3割未満の場合	614 単位
		1割以上2割未満の場合	515 単位
		0割超1割未満の場合	446 単位
		0の場合	413 単位
	定員61人以上80人以下	5割以上の場合	968 単位
		4割以上5割未満の場合	816 単位
		3割以上4割未満の場合	664 単位
		2割以上3割未満の場合	562 単位
		1割以上2割未満の場合	494 単位
		0割超1割未満の場合	418 単位
		0の場合	387 単位

就労移行支援

令和4年10月報酬単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援 サービス費(Ⅰ)	定員20人以下	5割以上の場合	1128 単位
		4割以上5割未満の場合	959 単位
		3割以上4割未満の場合	820 単位
		2割以上3割未満の場合	690 単位
		1割以上2割未満の場合	557 単位
		0割超1割未満の場合	507 単位
		0の場合	468 単位
	定員21人以上40人以下	5割以上の場合	1035 単位
		4割以上5割未満の場合	863 単位
		3割以上4割未満の場合	725 単位
		2割以上3割未満の場合	631 単位
		1割以上2割未満の場合	506 単位
		0割超1割未満の場合	448 単位
		0の場合	414 単位
	定員41人以上60人以下	5割以上の場合	1003 単位
		4割以上5割未満の場合	838 単位
		3割以上4割未満の場合	693 単位
		2割以上3割未満の場合	596 単位
		1割以上2割未満の場合	497 単位
		0割超1割未満の場合	428 単位
		0の場合	395 単位
	定員61人以上80人以下	5割以上の場合	948 単位
		4割以上5割未満の場合	797 単位
		3割以上4割未満の場合	646 単位
		2割以上3割未満の場合	544 単位
		1割以上2割未満の場合	476 単位
		0割超1割未満の場合	400 単位
		0の場合	369 単位

定員81人以上	5割以上の場合	935 単位
	4割以上5割未満の場合	779 単位
	3割以上4割未満の場合	625 単位
	2割以上3割未満の場合	516 単位
	1割以上2割未満の場合	478 単位
	0割超1割未満の場合	392 単位
	0の場合	364 単位

定員81人以上	5割以上の場合	915 単位
	4割以上5割未満の場合	760 単位
	3割以上4割未満の場合	607 単位
	2割以上3割未満の場合	498 単位
	1割以上2割未満の場合	460 単位
	0割超1割未満の場合	374 単位
	0の場合	346 単位

就労移行支援

令和6年4月報酬単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %	
定員超過利用減算	70 %	
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
サービス管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	
5月以上連続して減算の場合	50 %	
就労移行支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
標準利用期間超過減算	95 %	
身体拘束廃止未実施減算	90 %	新設
※障害者支援施設が行う就労移行支援の場合		
身体拘束廃止未実施加算	99 %	新設
※障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合		
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算	97 %	新設
※障害者支援施設が行う就労移行支援の場合		
業務継続計画未策定減算	99 %	新設
※障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合		
情報公表未報告減算	90 %	新設
※障害者支援施設が行う就労移行支援の場合		
情報公表未報告減算	95 %	新設

令和4年10月報酬単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
就労移行支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
標準利用期間超過減算	95 %
身体拘束廃止未実施減算	5 単位

※障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合		
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		15 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		10 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		6 単位
就労支援関係研修修了加算		6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)		51 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)		41 単位
高次脳機能障害者支援体制加算		41 単位
初期加算		30 単位
訪問支援特別加算		
1時間未満		187 単位
1時間以上		280 単位
欠席時対応加算		94 単位
医療連携体制加算(Ⅰ)	1日につき	32 単位
医療連携体制加算(Ⅱ)	1日につき	63 単位
医療連携体制加算(Ⅲ)	1日につき	125 単位
医療連携体制加算(Ⅳ)	利用者が1人 1日につき	800 単位
	利用者が2人 1日につき	500 単位
	利用者が3人以上8人以下 1日につき	400 単位
医療連携体制加算(Ⅴ)	1日につき	500 単位
医療連携体制加算(Ⅵ)	1日につき	100 単位
精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)		180 単位
精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)		115 単位
利用者負担上限額管理加算		150 単位
食事提供体制加算		30 単位
移行準備支援体制加算(Ⅰ)		41 単位

新設

新設

新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		15 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		10 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		6 単位
就労支援関係研修修了加算		6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41 単位
初期加算		30 単位
訪問支援特別加算		
1時間未満		187 単位
1時間以上		280 単位
欠席時対応加算		94 単位
医療連携体制加算(Ⅰ)	1日につき	32 単位
医療連携体制加算(Ⅱ)	1日につき	63 単位
医療連携体制加算(Ⅲ)	1日につき	125 単位
医療連携体制加算(Ⅳ)	利用者が1人 1日につき	800 単位
	利用者が2人 1日につき	500 単位
	利用者が3人以上8人以下 1日につき	400 単位
医療連携体制加算(Ⅴ)	1日につき	500 単位
医療連携体制加算(Ⅵ)	1日につき	100 単位
精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)		180 単位
精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)		115 単位
利用者負担上限額管理加算		150 単位
食事提供体制加算		30 単位
移行準備支援体制加算(Ⅰ)		41 単位

送迎加算(Ⅰ)		21 単位	
※同一敷地内		70 %	
送迎加算(Ⅱ)		10 単位	
※同一敷地内		70 %	
障害福祉サービスの体験利用支援加算			
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)		500 単位	
※地域生活支援拠点等の場合		+50 単位	
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)		250 単位	
※地域生活支援拠点等の場合		+50 単位	
通勤訓練加算		800 単位	
在宅時生活支援サービス加算		300 単位	
社会生活支援特別加算		480 単位	
地域連携会議実施加算(Ⅰ)	1回につき	583 単位	新設
地域連携会議実施加算(Ⅱ)	1回につき	408 単位	新設
緊急時受入加算		100 単位	新設
集中的支援加算		1000 単位	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		6.4 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		4.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2.6 %	
※指定障害者支援施設で行った場合			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		6.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		4.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2.7 %	
※令和6年5月31日まで算定可能			
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1.7 %	

送迎加算(Ⅰ)		21 単位	
※同一敷地内		70 %	
送迎加算(Ⅱ)		10 単位	
※同一敷地内		70 %	
障害福祉サービスの体験利用支援加算			
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)		500 単位	
※地域生活支援拠点等の場合		+50 単位	
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)		250 単位	
※地域生活支援拠点等の場合		+50 単位	
通勤訓練加算		800 単位	
在宅時生活支援サービス加算		300 単位	
社会生活支援特別加算		480 単位	
支援計画会議実施加算	1回につき	583 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			
		6.4 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			
		4.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			
		2.6 %	
※指定障害者支援施設で行った場合			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		6.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		4.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2.7 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			
		1.7 %	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.5 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.8 %

※令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1.3 %
---------------------	-------

※令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	10.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	10.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	8.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	6.9 %	新設

※令和6年6月1日から算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	8.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	8.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	8.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	7.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	7.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	6.5 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	7.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	6.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	5.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	5.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	5 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	4.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	3.5 %	新設

※福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.5 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.8 %

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1.3 %
---------------------	-------

令和7年3月31日まで算定可能